

「大牟田市立学校の適正規模・適正配置」
について（答申）

大牟田市立学校適正規模・適正配置検討委員会

平成25年4月8日

目 次

はじめに	1
1 大牟田市立小中学校の現状	2
(1) 児童生徒数の推移	
(2) 学校規模の現状	
2 学校規模と教育活動における課題	2
(1) 学校規模の小規模化に係る課題	
(2) 適正規模・適正配置の必要性	
3 小中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方	5
(1) 再編基準の見直しと第二次実施計画における小中学校の再編推進	
(2) 小中学校の適正規模	
(3) 小中学校の適正配置	
(4) 適正規模・適正配置の手法	
4 市立学校の適正規模・適正配置のための学校再編に伴う 諸課題についての基本的な考え方	9
(1) 学校施設の整備	
(2) 学校の位置	
(3) 通学路の安全確保及び遠距離通学への対応	
5 適正規模・適正配置による再編計画案（平成28年度から 年次計画に基づき実施）	10
(1) 米生中学校区・勝立中学校区	
(2) 白光中学校区（一部）・松原中学校区・甘木中学校区（一部）	
(3) 歴木中学校区・田隈中学校区（一部）・白光中学校区（一部）	
(4) 橘中学校区・田隈中学校区（一部）・甘木中学校区（一部）	
6 今後の検討課題	15
(1) 中学校の再編	
(2) 小学校の再編	
(3) 小中連携教育、再編前の交流	
【資料】	
1 大牟田市の人口推移、児童生徒数の推移	16
2 学級数及び児童生徒数の推移	17
3 規模別の学校一覧	19
4 中学校の再編（案）	21
5 大牟田市立小中学校の適正規模・適正配置について（諮問）	23
6 大牟田市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置要綱	24
7 大牟田市立学校適正規模・適正配置検討委員会 委員名簿	25
8 大牟田市立学校適正規模・適正配置検討委員会 開催経過	26

はじめに

大牟田市では、平成14年度策定の大牟田市立学校再編整備基本構想（以下「基本構想」という。）に基づく大牟田市立学校再編整備基本計画とその第一次、第二次実施計画により、最小の学校規模を下回る学校について再編整備が進められています。

しかしながら、児童生徒数の推計等から、今後も小中学校の小規模化の進行が見込まれていることから、各学校におけるクラス替えの実施や、中学校の教科指導体制の充実、部活動の活性化など教育環境の課題解決のためには、一定の学校規模及び、通学距離や地域性を考慮した学校配置を検討し、基本構想の見直しも含めた、全市的な小中学校の適正規模・適正配置に向けた再編計画の策定が必要となっています。

このような中で、本検討委員会は大牟田市教育委員会から、平成24年6月8日に「大牟田市立小中学校の適正規模・適正配置」についての諮問を受けました。

本検討委員会では、子どもたちの教育環境の向上を目指して、国の基準、保護者・教職員等アンケートの結果や大牟田市の児童生徒数の推移等を踏まえた検討を行い、同年10月24日に中間の報告を行いました。その後教育委員会で実施された中間報告説明会、さらにはパブリックコメント等により聴取いただいた保護者や地域等の意見を検討委員会での協議に生かし、本市の子どもたちにより良い教育環境を整備するための小中学校の適正規模・適正配置のあり方、並びに具体的な方策について再度整理を行い、このたび将来を見据えた、大牟田市における小中学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方、並びに具体的な方策について答申としてとりまとめました。

市教育委員会におかれましては、この答申内容を踏まえ、市立小中学校の適正規模・適正配置に向けた魅力ある学校づくりを目指し、具体的な取り組みがなされるよう要請いたします。

1 大牟田市立小中学校の現状

(1) 児童生徒数の推移

(資料1：大牟田市の人口推移、児童生徒数の推移)

大牟田市の児童生徒数は、昭和30年代をピークに減少し、平成24年度は平成元年度の児童生徒数の約半数にまで減少しており、推計では今後も児童生徒数の減少は続く見込みである。

大牟田市立小中学校の児童生徒数の推移

(単位：人)

区分	H元	H6	H11	H16	H21	H24	H27	H30	H33	H36
児童数	11,705	10,120	8,092	6,954	6,237	5,589	5,429	5,394	—	—
生徒数	6,507	5,565	4,766	3,691	3,146	2,968	2,693	2,501	2,353	2,301

※出生数が把握できる範囲で推計を行ったため、小学校は平成30年度、中学校は平成36年度までの推計としている。

(2) 学校規模の現状

(資料2：学級数及び児童生徒数の推移、資料3：規模別の学校一覧)

学校規模は、学校教育法施行規則において「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない」と規定され、中学校においてもこれを準用している。

本市では児童生徒数の減少に伴い、国が定める標準学級規模を下回る、12学級未満の小規模校が増加している。

- ① 小学校では、平成24年度は22校中13校が12学級未満の小規模校であり、このうち1校は複式学級編制、8校は各学年1学級編制である。
- ② 中学校では、平成24年度は11校中、田隈中学校を除く10校が12学級未満の小規模校となり課題を抱える状況にある。平成36年度には、(第二次実施計画における右京・船津・延命の再編校を除く。)全校が12学級を下回る小規模校になり、そのうち1校はクラス替えのできない3学級規模校となる見込みである。

2 学校規模と教育活動における課題

(1) 学校規模の小規模化に係る課題

学校においては、子ども一人ひとりに基礎・基本を確実に身につけさせるために、少人数による個に応じたきめ細かな学習活動の展開が必要であるが、各教科や特別活動等の学習内容や学習活動によっては、グループ編成ができる一定規模の児童・生徒数の確保が必要となる。

また、現在、各学校の教職員定数は学級数に応じた基準で定められるため、一定の学校規模が保たれないと、学校運営面からも学習指導上の問題が生じることとなる。

教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るために、学校規模の格差による教育上の問題を解消し、できるだけ適正規模となるよう通学区域を見直す必要がある。

学校規模によるメリット・デメリットについては、次の文部科学省が作成した「学校規模によるメリット・デメリット」を参考に論議を行った。

学校規模によるメリット・デメリット（小規模化の例）

※学校の適正配置に関して都道府県・市町村が作成している計画等を参考に文部科学省において作成

	メリット	デメリット
【学習面】	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ・1学年1学級の場合、ともに努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 ・中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。 ・児童・生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。
		<ul style="list-style-type: none"> ・部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。
【生活面】	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ・異学年間の縦の交流が生まれやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ・集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 ・切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。
【学校運営面・財政面】	<ul style="list-style-type: none"> ・全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ・学校が一体となって活動しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。 ・学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。 ・一人に複数の校務分掌が集中しやすい。 ・教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人あたりにかかる経費が大きくなりやすい。
【その他】	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域社会との連携が図りやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。

学校規模によるメリット・デメリット（大規模化の例）

※学校の適正配置に関して都道府県・市町村が作成している計画等を参考に文部科学省において作成

	メリット	デメリット
【学習面】	<ul style="list-style-type: none"> ・集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばしやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。 ・中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しやすい。 ・児童・生徒数、教員数がある程度多いため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい。 	
【生活面】	<ul style="list-style-type: none"> ・クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。 ・切磋琢磨すること等を通じて、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校全体での組織的な指導体制を組みやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
【学校運営面・財政面】	<ul style="list-style-type: none"> ・教員数がある程度多いため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教職員配置を行いやすい。 ・学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いやすい。 ・校務分掌を組織的に行いやすい。 ・出張、研修等に参加しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員相互の連絡調整が図りづらい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人あたりにかかる経費が小さくなりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。
【その他】	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA 活動等において、役割分担により、保護者の負担を分散しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。

(2) 適正規模・適正配置の必要性

子どもの成長過程では、ある程度の学校規模の中での切磋琢磨する場面が必要である。また、学校の運営及び教師の指導力の向上という面からも、学校の小規模化が進むことで、一人に複数の校務分掌が集中しがちであることや、学校・学年組織としての教師間の学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力が行いにくいなどの課題解決を考えると、一定の学校規模の維持が有効である。特に、中学校では、同じ教科を担当する教員を複数配置できることでの教科指導体制の充実や生徒の希望する部活動の設置を可能にするなど、学校の活性化への効果は大きいと考えられる。

また、通学距離や地域性を考慮し、通学が児童生徒の過度の負担にならないような学校の適正配置を検討することも必要である。

このようなことから、本市においては市立小中学校の適正規模の確保を目指しながら、学校の適正な配置も考慮した再編計画の策定が必要である。

3 小中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方

(1) 再編基準の見直しと第二次実施計画における小中学校の再編推進

- ・大牟田市立学校再編整備基本構想の再編基準を、本市にとって適正な学校規模・配置へ見直す。
- ・第二次実施計画における小中学校の再編については、計画どおり推進する。

平成14年度策定の大牟田市立学校再編整備基本構想では、小規模校のメリットを否定するものではなく、学校規模が保たれないことによる学校運営、学習指導上の問題から最小の学校規模の維持を基本として再編を考えていた。

(参考：大牟田市立学校再編整備基本構想における学校規模の考え方)

① 小学校

全学年単学級の6学級規模校において、1学年の児童数が20人（現行の学級編制基準に基づく最小学級児童数）を下回らない学校規模とします。

② 中学校

教科指導の専門性を保持するため、それぞれの教科に必要な専門の教師の配置が可能な学校規模（現行6学級）とします。

しかし、学校の小規模化の進行により、小学校ではクラス替えのできない学校が増加するとともに、中学校においても6学級規模校が増加し、小学校の学校再編に伴い一小一中となった学校もある。クラス替えの実施や、中学校の教科指導体制の充実、部活動の活性化などの教育環境の課題解決のためには、再編の基準を、最小の学校規模を下回る場合から、本市にとって適正な学校規模・配置へと見直す必要がある。

なお、1学級の児童生徒数について、本市では国の少人数学級推進の年次計画に基づき、小学校1年生の35人以下の学級編制を実施するとともに、福岡県の加配教員である指導方法工夫改善定数教員を学級担任として活用し、小学校2年生から4年生までの35人以下学級編制を行っている。そこで、市立学校の適正規模の検討に当たっては、小学校1年生から4年生までを35人学級編制、小学校5年生から中学校3年生までを40人学級編制として検討を進めた。

また、第二次実施計画に示した再編計画については、平成23年2月の大牟田市立学校通学区審議会の答申においてその必要性が認められた上で、教育委員会で計画が策定されている。さらに、第二次実施計画の主旨は、今回の市立学校の適正規模・適正配置による再編基準の見直しの方向と概ね合致していることから、計画どおり進めることが必要である。

(2) 小中学校の適正規模

本市が目指す適正な学校規模

【小学校】 12～18学級（1学年2学級～3学級）

【中学校】 12～18学級（1学年4学級～6学級）

小中学校の学級数については、学校教育法施行規則において「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない」と規定され、中学校においてもこれを準用している。また、保護者等アンケートでは、小学校の1学年の学級数は、小中学校の保護者は「3学級（全校18学級）」という回答が最も多く、小学校教員は「2学級（全校12学級）」と「3学級（全校18学級）」で9割を超えていた。

中学校の1学年の学級数は、小中学校の保護者は「3学級（全校9学級）」という回答が最も多く、中学校教員は「4学級（全校12学級）」と「3学級（全校9学級）」で8割を超えていた。

本検討委員会では、上記の法令、アンケート結果、クラス替えの実施や中学校での専門的な教科の指導体制、部活動の指導体制といった、学校規模のメリット・デメリットを参考に検討を行った。また、アンケートの結果から、小学校では「6年間で、何回かのクラス替えは必要」、「多くの友だちの考えに触れる機会や学び合いの機会が得やすい」という意見が多く、中学校では「教員の数が増加し、生徒指導や教科指導体制が充実する」という意見が多かった。このため、小学校の学級数は、各学年2～3学級、中学校は各学年4～6学級が望ましいとの結論に至った。

【アンケート結果抜粋】

問) 小学校の1学年の学級数は、何学級が適当だと思いますか。 ※太枠=最多

	1学級 (全校6学級)	2学級 (全校12学級)	3学級 (全校18学級)	4学級 (全校24学級)	5学級以上	複式学級でも良い	こだわりはない
小学校保護者	1.8%	33.7%	43.4%	3.7%	1.2%	0.2%	15.5%
中学校保護者	2.1%	20.8%	47.0%	7.7%	3.2%	0.1%	17.8%
小学校教員	0.9%	51.1%	43.2%	1.8%	0.0%	0.0%	3.0%

問) 中学校の1学年の学級数は、何学級が適当だと思いますか。 ※太枠＝最多

	1学級 (全校3 学級)	2学級 (全校6 学級)	3学級 (全校9 学級)	4学級 (全校12 学級)	5学級 (全校15 学級)	6学級以上 でもよい	こだわり はない
小学校 保護者	2.0%	10.3%	31.6%	24.0%	10.5%	5.0%	15.8%
中学校 保護者	2.4%	7.0%	31.1%	23.5%	11.8%	4.9%	18.2%
中学校 教員	0.9%	1.3%	30.1%	54.4%	5.8%	2.7%	4.9%

【適正規模に満たない小規模校】

学級数の推計から適正規模を下回る学校は以下のとおりである。

小学校

※ 平成30年度の学級数・児童数推計より

※ 21校中、10校が該当

学校名	学級数	児童数(人)	備 考
上内小学校	4	36	平成24年度から小規模特認校制度を実施(第二次実施計画)
上官小学校	6	100	平成28年度、大牟田小学校と再編予定(第二次実施計画) → 再編校：13学級、404人
玉川小学校	6	110	
駛馬北小学校	6	133	
駛馬南小学校	6	154	
中友小学校	6	161	
平原小学校	6	168	
天の原小学校	7	210	平成25年度、天道小学校と笹原小学校の再編に伴い開校(第二次実施計画)
倉永小学校	8	211	
明治小学校	9	201	

中学校

※ 平成36年度の学級数・生徒数推計より

※ 11校全て該当

学校名	学級数	生徒数(人)	備 考
勝立中学校	3	117	
延命中学校	5	142	平成27年度、右京・船津・延命中学校の3校を再編予定(第二実施計画) ↓ 再編校：12学級、434人
船津中学校	5	146	
右京中学校	5	146	
米生中学校	6	148	
歴木中学校	7	238	
橘中学校	8	217	
松原中学校	8	255	
白光中学校	8	258	
田隈中学校	9	308	
甘木中学校	9	326	

(3) 小中学校の適正配置

本市が目指す適正配置の目安となる通学距離

【小学校】 概ね3 km以内

【中学校】 概ね6 km以内（自転車通学を考慮する）

「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第3条」では、通学距離の基準について、小学校は概ね4 km以内、中学校は概ね6 km以内と規定されている。

保護者・教員アンケートの結果では、児童生徒の基礎的体力、交通安全の確保の観点から徒歩で通学可能な距離は、小学校では3 km以内とする回答が小中学校の保護者、小学校教員とも最も多かった。また、中学校は、小学校保護者では5 km以内、中学校の保護者と教員では3 km以内という回答がもっとも多い結果であった。

本検討委員会では、上記の法令、アンケート結果を参考に検討を行い、「国の規定よりも短い距離で考える必要がある」、「学校再編により通学距離が遠くなる場合は、スクールバスの検討もあるのではないか」、「中学校はある程度自転車通学を考慮する」といった意見が出された結果、本市における「適正配置の目安となる通学距離」について、再編により通学距離が伸びることが児童生徒に及ぼす影響を考慮し、小学校は国の基準よりも短い概ね3 km以内、中学校は自転車通学を考慮しながら概ね6 km以内に設定することとした。

【アンケート結果抜粋】

問) 文部科学省では、小学校の通学距離はおおむね4キロメートルとしています。小学校では児童の基礎的体力をつけることや、交通安全の確保の観点から徒歩通学を原則としますが、通学距離は何kmまでが可能だと思いますか。 ※太枠=最多

	2 km以内	3 km以内	4 km以内	5 km以内	その他
小学校保護者	30.7%	39.7%	24.2%	3.0%	1.6%
中学校保護者	25.9%	38.6%	28.7%	4.0%	0.9%
小学校教員	28.2%	34.5%	33.9%	2.1%	0.9%

問) 文部科学省では、中学校の通学距離はおおむね6キロメートルとしています。中学校は徒歩通学を原則としますが、通学距離は何kmまでが可能だと思いますか。

※太枠=最多

	3 km以内	4 km以内	5 km以内	6 km以内	7 km以内	その他
小学校保護者	21.9%	24.4%	25.2%	22.4%	2.6%	2.0%
中学校保護者	34.1%	22.8%	24.0%	14.7%	1.7%	2.0%
中学校教員	33.2%	22.6%	15.9%	17.7%	3.5%	4.0%

問) 中学生の通学方法は、どの方法が適当であると思いますか。 ※太枠=過半数超

	徒歩通学	自転車通学も認められる ※徒歩通学を原則とし、距離によっては安全確保を前提
小学校保護者	29.4%	69.4%
中学校保護者	33.2%	65.5%
中学校教員	41.6%	56.6%

(4) 適正規模・適正配置の手法

市立学校の適正規模・適正配置に当たり、隣接校との再編を基本としながら適正化を図る。ただし、中学校の場合は適正規模・適正配置の観点から、既存の中学校区の枠を超えた再編も必要である。

学校の適正規模・適正配置の手法としては、学校の統合や分離、通学区域の変更などがあるが、隣接する学校の状況や地理的な条件など地域の実情も様々である。

本市では、地域コミュニティの単位が原則小学校区で形成されていることから、小中学校ともに隣接校との再編を基本としながら適正化を図る。ただし、中学校の場合は適正規模・適正配置の観点から、既存の中学校区の枠を超えた再編も必要である。

4 市立学校の適正規模・適正配置のための学校再編に伴う諸課題についての基本的な考え方

(1) 学校施設の整備

学校再編に伴う施設整備は、できるだけ既存施設の整備を活用しながら、屋内運動場の改築や校舎の大規模改造等、必要に応じた施設整備を行い教育環境の充実を図ることが前提である。しかし、学校の適正配置や立地条件、既存施設の老朽化等の観点から既存の学校施設の活用が困難である場合には、学校の新設についても検討を行う必要がある。

また、再編に伴い閉校する学校の歴史を新校に継承するため、再編校の施設整備に当たって再編資料室等を設置する必要がある。

(2) 学校の位置

再編による児童・生徒の通学距離や施設の状況等を勘案し、適正配置を検討する必要がある。

(3) 通学路の安全確保及び遠距離通学への対応

市立学校の適正規模・適正配置に伴い通学距離が伸びることから、通学路の安全確保対策を十分に行う必要がある。また、登下校時の安全確保と児童生徒の負担軽減の観点から、学校再編によって小学校の適正配置の目安となる通学距離の基準である3kmを超える場合は、公共交通機関利用による通学費の補助や、スクールバスの運行について検討が必要である。

なお、中学校においては、保護者・教員アンケートでも自転車通学を求める回答が多くあったことから、通学距離と通学路の状況により、自転車通学の許可について考慮する必要がある。なお、安全上の問題等で自転車通学が困難であって、通学距離の基準である6kmを超える場合は、小学校に準じた通学方法の検討が必要である。

5 適正規模・適正配置による再編計画案 (平成28年度から年次計画に基づき実施)

【方向性】

- ・第二次実施計画における小中学校の再編については、計画どおり推進する。
- ・中学校はある程度の規模が必要であるため、生徒数の推計等から5校程度への再編を検討する。
- ・児童数の推計等から、小学校についても適正規模を確保するため再編が必要である。しかしながら、小学校は地域の一番身近な活動拠点となっていることから、中学校の再編の枠組みに合わせた適正配置を考慮し、再編を検討する。
- ・再編の時期は、平成28年度以降10年間を目途に、地域住民や保護者の理解を得ながら小規模化した中学校を優先して順次再編整備を進め、中学校の再編が完了した校区の小学校の再編を実施することにより、出来るだけ早い時期に新校を開校する。

【再編案】

○ 中学校の再編の枠組み、中学校区内の小学校の再編

【中学校】		【小学校】	
(現行)	(再編後の学校位置・再編時期の目安)	(現行)	(再編後の学校位置・再編時期の目安)
右京 船津 延命	→ 右京 (H27.4 第二次実施計画)	みなと 天領 上官 大牟田	→ 大牟田 (H28.4 第二次実施計画)
米生 勝立	→ 米生 (H29.4)	駿馬南 駿馬北	→ 駿馬北 (H30.4)
		笹原 天道	→ 天の原 (H25.4 第二次実施計画)
		玉川	
白光 (明治) 松原 甘木 (手鎌)	→ 白光 (H33.4) ※大正校区の右京再編校への編入も含め審議 ※手鎌校区の一部について、橋中校区へ見直し等を審議	大正 中友 明治 手鎌	→ 明治 (H35.4)
歴木 田隈 (羽山台・三池) 白光 (白川)	→ 歴木 (H33.4) ※白川校区の一部について白光中校区への通学区域の見直し等を審議	平原 白川 高取 羽山台 三池	→ 白川 (H36.4)
橋 田隈 (銀水) 甘木 (倉永)	→ 橋 (H33.4)	銀水 倉永 吉野 上内	(H24~上内小で小規模特認校制度を実施中 第二次実施計画)

上記の再編の枠組みの内、第二次実施計画の右京・船津・延命中学校以外の再編案について、以下のとおり中学校の再編の枠組みごとに考え方を示す。

(1) 米生中学校区・勝立中学校区

- 米生中学校と勝立中学校を再編し、平成29年4月に1中学校区とする。
- 再編後の学校の位置は、学校施設の状況及び通学距離の観点から米生中学校とする。
- 校区内の小学校の再編
 - ・ 駛馬南小学校、駛馬北小学校は適正規模の基準を満たしていないことや隣接していることから再編し、平成30年4月に1小学校区とする。再編後の学校の位置は、学校施設の状況及び通学距離の観点から駛馬北小学校とする。
 - ・ 天の原小学校は適正規模の基準を満たしていないが、平成25年4月に天道小学校と笹原小学校を再編して間もないことから、今後の児童数の推移を見ながら引き続き検討する。
 - ・ 玉川小学校は適正規模の基準を満たしていないが、児童数の推計から複式学級編制を見込んでいないこと、隣接する天の原小学校が平成25年4月に再編して間もないこと、並びに適正配置の観点から、今後の児童数の推移を見ながら引き続き検討する。

① 中学校の再編

米生中学校・勝立中学校（平成36年度時点の生徒数・学級数推計）

学校名	小学校区	生徒数	学級数	
			40人学級	35人学級
米生中学校	駛馬南・駛馬北	148	6	6
勝立中学校	天の原・玉川	117	3	6
再編後		265	9	9

最長の通学距離

(単位：km)

	現校区	住所	経路距離
米生中学校まで	米生中学校区（駛馬南小学校）	藤田町	3.2
	勝立中学校区（玉川小学校）	教楽来	5.9

② 校区内の小学校の再編

駛馬南小学校・駛馬北小学校（平成30年度時点の児童数・学級数推計）

学校名	児童数	学級数	
		40人学級 (1~4年生:35人学級)	35人学級
駛馬南小学校	154	6	6
駛馬北小学校	133	6	6
再編後	287	12	12

最長の通学距離

(単位：km)

	現校区	住所	経路距離
駛馬北小学校まで	駛馬南小学校区	藤田町	2.4
	駛馬北小学校区	青葉町	1.6

(2) 白光中学校区（一部）・松原中学校区・甘木中学校区（一部）

- 白光中学校（明治小学校区）、松原中学校及び甘木中学校（手鎌小学校区）を再編し、平成33年4月に1中学校区とする。ただし、大正小学校区の白光中学校への再編については、児童生徒数の推移や地域の住宅開発の状況及び第二次実施計画で行う右京・船津・延命中学校再編後の生徒数や施設の状況等を勘案しながら、右京・船津・延命中学校の再編校に編入することも含めて、保護者・地域の意見を踏まえ通学区域審議会で審議する。
- 手鎌小学校区の内、明らかに白光中学校よりも橘中学校が近い地域について、橘中学校区への通学区域の一部見直し等、保護者・地域の意見を踏まえ通学区域審議会で審議する。
- 再編後の学校の位置は、学校施設の状況及び通学距離の観点から白光中学校とする。
- 校区内の小学校の再編
中友小学校、明治小学校は、適正規模を満たしていないことや隣接していることから再編し、平成35年4月に1小学校区とする。再編後の学校の位置は、学校施設の状況及び通学距離の観点から明治小学校とする。

① 中学校の再編

白光中学校（明治小学校区）・松原中学校・甘木中学校（手鎌小学校区）
（平成36年度時点の生徒数・学級数推計）

学校名	小学校区	生徒数	学級数	
			40人学級	35人学級
白光中学校（一部）	明治	105	—	—
松原中学校	大正・中友	255	8	9
甘木中学校（一部）	手鎌	232	—	—
再編後		592	17	18

最長の通学距離 (単位：km)

	現校区	住所	経路距離
白光中学校まで	白光中学校区（明治小学校）	北磯町	1.8
	松原中学校区（大正小学校）	小浜町	3.5
	甘木中学校区（手鎌小学校）	岬	4.9

② 校区内の小学校の再編

中友小学校・明治小学校（平成30年度時点の児童数・学級数推計）

学校名	児童数	学級数	
		40人学級 (1~4年生:35人学級)	35人学級
中友小学校	161	6	6
明治小学校	201	9	9
再編後	362	13	13

最長の通学距離 (単位：km)

	現校区	住所	経路距離
明治小学校まで	中友小学校区	西新町	2.1
	明治小学校区	健老町	1.2

(3) 歴木中学校区・田隈中学校区（一部）・白光中学校区（一部）

- 歴木中学校、田隈中学校（羽山台・三池小学校区）及び白光中学校（白川小学校区）を再編し、平成33年4月に1中学校区とする。
- 再編後の学校の位置は、歴木中学校とする。
- 白川小学校区の内、白光中学校に近い国道208号線の西側、又は線路から西側の区域について、白光中学校区への通学区域の一部見直し等、保護者・地域の意見を踏まえ通学区域審議会で審議する。
- 校区内の小学校の再編
 平原小学校は適正規模を満たしていないことから、隣接する白川小学校と再編し、平成36年4月に1小学校区とする。再編後の学校の位置は、学校施設の状況及び通学距離の観点から白川小学校とする。

① 中学校の再編

歴木中学校・田隈中学校（羽山台・三池小学校区）・白光中学校（白川小学校区）
 （平成36年度時点の生徒数・学級数推計）

学校名	小学校区	生徒数	学級数	
			40人学級	35人学級
歴木中学校	平原・高取・三池（一部）	238	7	9
田隈中学校（一部）	羽山台・三池（一部）	171	—	—
白光中学校（一部）	白川	153	—	—
再編後		562	16	18

最長の通学距離

（単位：km）

	現校区	住所	経路距離
歴木中学校まで	歴木中学校区（三池小学校）	今山	4.0
	田隈中学校区（三池小学校）	三池	3.8
	白光中学校区（白川小学校）	東新町1丁目	2.1

② 校区内の小学校の再編

平原小学校・白川小学校（平成30年度時点の児童数・学級数推計）

学校名	児童数	学級数	
		40人学級 (1~4年生:35人学級)	35人学級
平原小学校	168	6	6
白川小学校	333	13	13
再編後	501	17	18

最長の通学距離

（単位：km）

	現校区	住所	経路距離
白川小学校まで	平原小学校区	龍湖瀬町	2.5
	白川小学校区	東新町1丁目	1.6

(4) 橘中学校区・田隈中学校区（一部）・甘木中学校区（一部）

- 橘中学校、田隈中学校（銀水小学校区）及び甘木中学校（倉永小学校区）を再編し、平成33年4月に1中学校区とする。
- 再編後の学校の位置は、通学距離を勘案し橘中学校とする。ただし、橘中学校の校地は狭く、施設も老朽化しているため、既存施設の建替えや大規模改造等の施設整備の検討を行い、活用が困難な場合は、現橘中学校の近くへの新設についても検討する。
- 校区内の小学校の再編
 - ・ 第二次実施計画で吉野小学校との再編を計画している上内小学校は、保護者・地域の理解を得るまでに至っていないため、平成24年度から小規模特認校制度を実施している。このため、当面は小規模特認校の実施状況や複式学級編制の状況を検証する。
 - ・ 倉永小学校は適正規模の基準を満たしていないが、適正配置の観点から今後の児童数の推移を見ながら引き続き検討する。

① 中学校の再編

橘中学校・田隈中学校（銀水小学校区）・甘木中学校（倉永小学校区）
（平成36年度時点の生徒数・学級数推計）

学校名	小学校区	生徒数	学級数	
			40人学級	35人学級
橘中学校	銀水（一部）・上内・吉野	217	8	8
田隈中学校（一部）	銀水（一部）	94	—	—
甘木中学校（一部）	倉永	137	—	—
再編後		448	13	14

最長の通学距離

（単位：km）

	現校区	住所	経路距離
橘中学校まで	橘中学校区（上内小学校）	四ヶ	7.7
	田隈中学校区（銀水小学校）	久福木	2.8
	甘木中学校区（倉永小学校）	倉永	5.0

6 今後の検討課題

(1) 中学校の再編

本検討委員会では、中学校の適正規模・適正配置を中心に検討を行い、中学校を現在の11校から、将来的に5校にする再編案を示した。この再編案は、検討委員会で決定した適正規模の基準をほぼ満たす内容となっているが、松原、白光、歴木、田隈、橘、甘木の6校については相互に関連しており、再編に当たっては6校全ての中学校で再編についての理解を得て、同時に行う必要がある。

また、再編に伴い白川小学校区では歴木中学校よりも白光中学校が、手鎌小学校区では橘中学校が白光中学校よりも近い地域があることから、通学区域の一部見直し等、保護者・地域の意見を踏まえ通学区域審議会で審議する必要がある。

(2) 小学校の再編

小学校の再編については、適正規模・適正配置の観点から、現時点で中学校区内での再編が可能と思われる学校について、3つの再編案を示した。これにより、第二次実施計画の推進と併せ小学校は平成24年度の22校から17校になるが、上内、玉川、天の原、倉永については適正規模を満たしていない。そのため、現在進めている第二次実施計画の進捗や学校の適正配置、地域コミュニティとの関係から、今後継続して検討を行う必要がある。

(3) 小中連携教育、再編前の交流

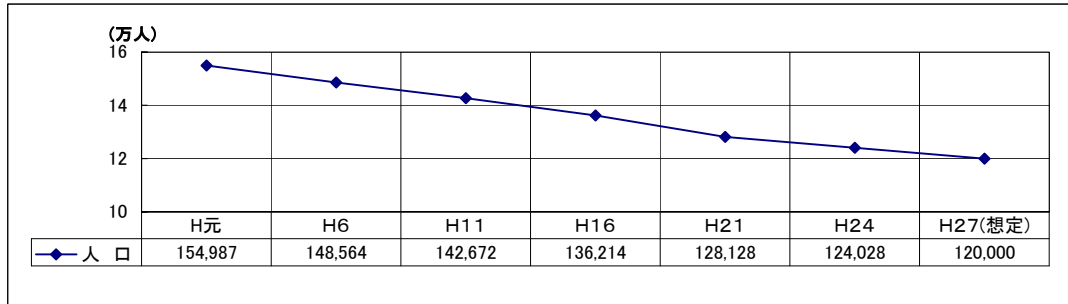
本市では、市立小中学校の全校において小中連携教育の推進を図り、不登校やいじめ問題などの中1ギャップ解消に取り組んでいる。今後も年間を通して学校間出前授業、合同スポーツ大会、合同学習強化週間、夏季合同職員研修会等の取り組みを実施することで小中学校が連携し、9年間を見通した教育課程の編成を行うことが必要である。

また、学校の再編に当たっては、事前に再編校間で合同の部活動や生徒会活動、修学旅行、学校行事、職場体験学習、野外活動等の交流活動を計画的に実施することにより、児童生徒間の融和を図っていく必要がある。

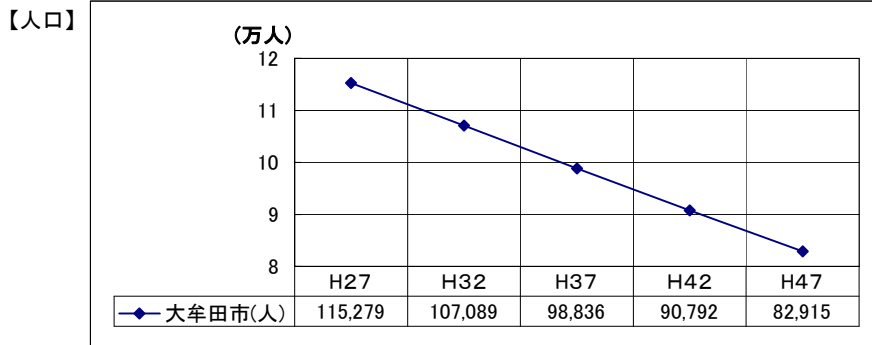
大牟田市の人口推移

(資料1)

- ① 4月1日現在の住民基本台帳より
(平成27年…総合計画の想定人口)



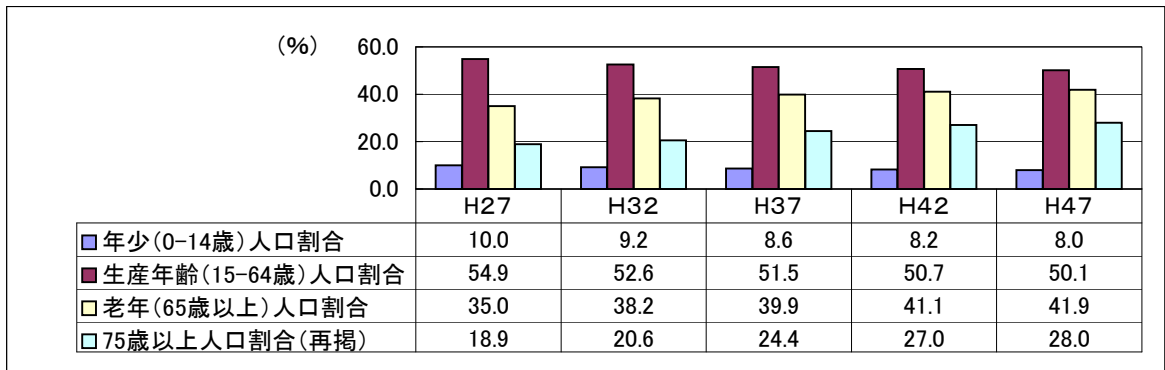
- ② 国立社会保障・人口問題研究所の推計
『日本の市区町村別将来推計人口』(平成20年12月推計)より



(参考) (単位:千人)

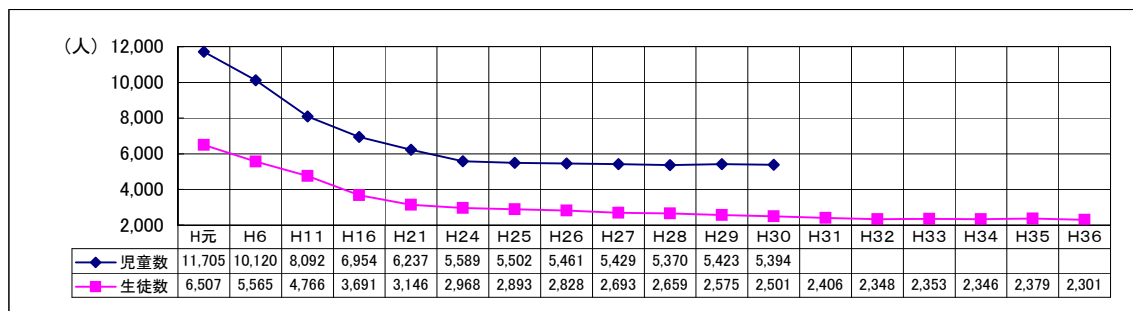
	H27	H32	H37	H42	H47
福岡県	4,977	4,884	4,759	4,609	4,440
全国	125,430	122,735	119,270	115,224	110,679

【年齢別人口の割合】



大牟田市立小・中学校における児童生徒数の推移

- 5月1日現在の学校基本調査より(平成25年以降は推計)
※住民基本台帳に基づき、小学校は平成30年度まで、中学校は平成36年度まで推計



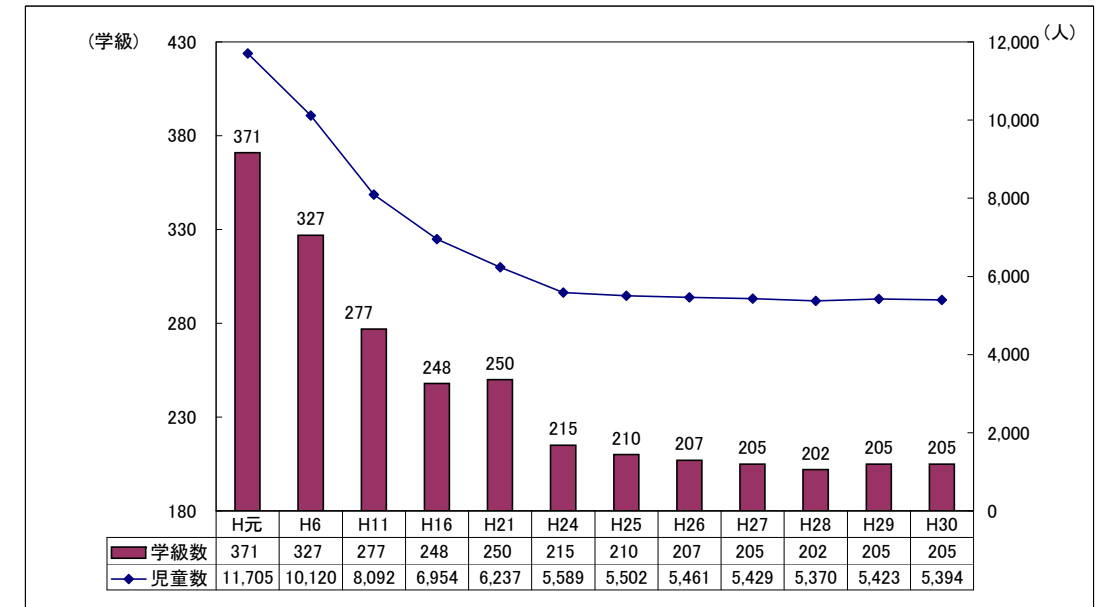
大牟田市立小学校における学級数及び児童数の推移
(1～4年生は35人学級、5～6年生は40人学級)

※特別支援学級の設置数は含まない
※平成元年度から平成24年度は実績。平成25年度以降は平成24年5月1日の推計

学校名	年度	H元	H6	H11	H16	H21	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
1 みなと	学級数	—	—	—	—	14	12	12	12	12	12	12	12
	児童数	—	—	—	—	331	278	290	289	289	301	295	301
三 里	学級数	9	11	7	6	※ 平成18年4月に三里小学校と三川小学校を再編し、みなと小学校を開校した							
	児童数	222	287	201	140								
三 川	学級数	18	13	13	9								
	児童数	574	409	330	253								
2 天 領	学級数	—	—	—	—	—	11	11	11	12	11	11	12
	児童数	—	—	—	—	—	262	259	270	295	316	322	328
川 尻	学級数	15	12	12	8	10	※ 平成22年4月に諏訪小学校と川尻小学校を再編し、天領小学校を開校した						
	児童数	442	378	289	234	239							
諏 訪	学級数	13	10	7	6	6							
	児童数	310	243	182	113	52							
3 駿馬南	学級数	12	12	10	7	7	6	6	6	6	6	6	6
	児童数	405	389	276	193	145	155	158	159	155	155	151	154
4 駿馬北	学級数	14	12	11	8	6	6	6	6	6	6	6	6
	児童数	462	350	267	208	182	163	157	147	149	136	134	133
天の原	学級数	—	—	—	—	—	—	9	9	9	8	7	7
	児童数	—	—	—	—	—	—	220	220	218	220	211	210
5 笹 原	学級数	12	12	10	8	7	6	※ 第二次実施計画に基づき、平成25年4月に天道小学校と笹原小学校を再編し、天の原小学校を開校する					
	児童数	348	332	278	206	172	162						
6 天 道	学級数	6	6	6	6	6	6						
	児童数	165	140	127	129	87	54						
7 玉 川	学級数	12	10	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	児童数	335	258	195	123	88	94	94	106	112	109	113	110
上官・大牟田 (再編校)	学級数	※ 第二次実施計画に基づき、上官小学校と大牟田小学校を再編した場合									(15)	(14)	(13)
	児童数										(421)	(405)	(404)
8 上 官	学級数	11	8	6	6	7	6	6	6	6	6	6	6
	児童数	307	206	128	121	93	90	98	104	107	98	99	100
9 大牟田	学級数	18	16	12	14	14	12	12	12	12	12	12	12
	児童数	606	513	426	406	383	356	351	349	334	323	306	304
10 大 正	学級数	17	15	12	12	13	12	12	12	12	12	12	12
	児童数	556	482	349	318	378	341	333	341	338	343	369	371
11 中 友	学級数	13	11	9	9	7	6	6	6	6	6	6	6
	児童数	418	317	239	241	185	150	153	150	146	152	166	161
12 明 治	学級数	16	12	12	11	9	9	8	6	7	8	9	9
	児童数	495	424	298	264	226	221	205	197	202	202	206	201
13 白 川	学級数	18	15	13	13	13	13	13	12	12	11	12	13
	児童数	582	465	418	403	343	322	331	332	321	303	327	333
14 平 原	学級数	19	16	12	11	11	6	6	6	6	6	6	6
	児童数	631	507	357	271	239	150	141	137	145	153	170	168
15 高 取	学級数	22	18	13	12	12	9	10	10	10	10	11	12
	児童数	675	555	373	369	287	222	233	232	240	233	252	266
16 三 池	学級数	22	19	17	14	14	13	13	13	12	12	12	12
	児童数	688	640	517	434	443	412	404	404	395	391	371	365
17 羽山台	学級数	18	13	12	13	16	13	12	12	12	12	12	12
	児童数	608	404	421	415	437	415	396	384	365	344	335	326
18 銀 水	学級数	22	25	22	19	20	16	16	17	17	17	17	15
	児童数	752	843	744	648	588	527	488	486	474	466	473	449
19 上 内	学級数	7	6	6	6	6	5	4	4	4	4	4	4
	児童数	180	167	110	61	61	47	46	43	37	40	37	36
20 吉 野	学級数	18	18	15	13	14	14	15	15	14	13	12	12
	児童数	614	554	509	449	445	441	437	421	431	408	405	383
21 倉 永	学級数	12	12	12	12	12	11	10	10	9	8	9	8
	児童数	433	413	357	298	289	257	242	230	220	205	209	211
22 手 鎌	学級数	27	25	21	19	20	17	17	16	15	16	17	17
	児童数	897	844	701	657	544	470	466	460	456	472	472	484
合 計	年 度	H元	H6	H11	H16	H21	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	学級数	371	327	277	248	250	215	210	207	205	202	205	205
	児童数	11,705	10,120	8,092	6,954	6,237	5,589	5,502	5,461	5,429	5,370	5,423	5,394

※推計は、住民基本台帳による学齢児童数及び出生児童数に基づき算出している。
※学級数が5学級以下になると、複式学級編制(2学年で1学級)となる。

学級数と児童数の推移



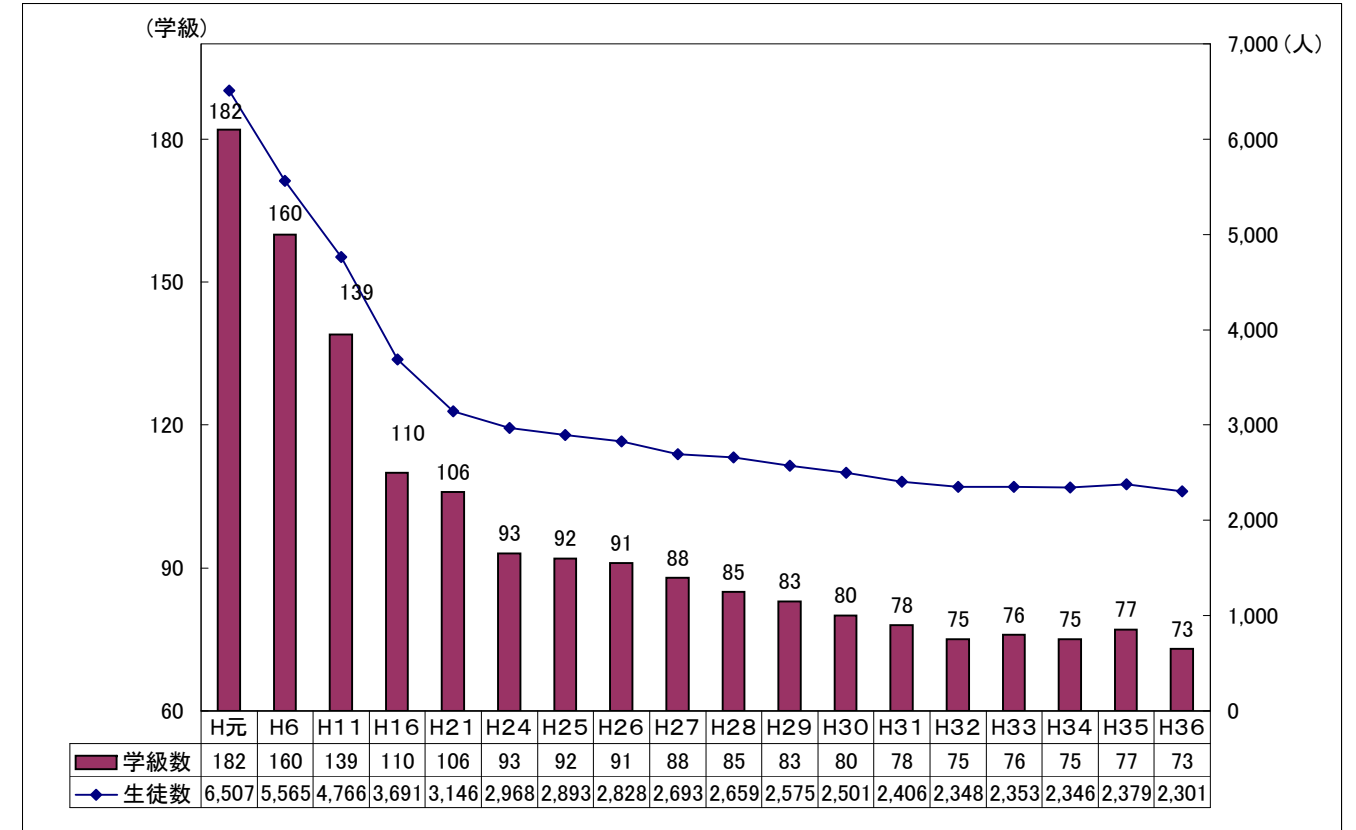
大牟田市立中学校における学級数及び生徒数の推移(40人学級)

※特別支援学級の設置数は含まない

※平成元年度から平成24年度は実績。平成25年度以降は平成24年5月1日の推計

学校名	年度	H元	H6	H11	H16	H21	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36		
		右京・船津・延命(再編校)	学級数	※ 第二次実施計画に基づき、右京中学校と船津中学校と延命中学校を再編した場合										(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)
	生徒数											(415)	(410)	(432)	(425)	(441)	(431)	(451)	(447)	(444)	(434)
1 船津	学級数	14	11	10	8	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5		
	生徒数	463	361	326	244	172	173	161	152	139	139	137	137	149	149	149	147	141	146		
2 右京	学級数	12	9	8	6	6	6	6	5	4	3	4	4	5	5	6	6	6	5		
	生徒数	396	326	254	226	152	141	135	130	114	106	114	119	124	126	143	155	158	146		
3 延命	学級数	12	11	9	8	8	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5		
	生徒数	452	390	308	239	237	194	187	161	162	165	181	169	168	156	159	145	145	142		
4 米生	学級数	16	12	11	9	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		
	生徒数	561	456	382	283	202	180	180	177	171	168	163	163	161	156	153	145	144	148		
5 勝立	学級数	12	11	9	9	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	4	3		
	生徒数	419	369	308	263	179	150	151	140	135	135	140	143	142	145	142	135	124	117		
6 松原	学級数	15	14	11	7	9	9	9	8	8	7	7	6	7	7	7	7	8	8		
	生徒数	539	444	360	245	263	246	255	251	255	237	219	212	223	244	244	243	259	255		
7 白光	学級数	17	13	12	9	10	9	9	9	9	9	8	7	6	6	6	7	8	8		
	生徒数	621	456	415	295	313	290	270	270	258	275	266	250	225	226	238	247	270	258		
8 歴木	学級数	27	23	17	12	11	9	9	9	9	9	8	8	7	7	7	7	8	7		
	生徒数	1,003	786	573	405	343	331	312	292	271	273	246	246	228	231	232	238	251	238		
9 田隈	学級数	24	21	21	18	16	16	15	15	15	15	15	14	12	10	9	9	9	9		
	生徒数	847	768	764	667	535	567	548	556	541	523	496	471	414	364	332	335	319	308		
10 橘	学級数	15	15	13	11	10	9	9	9	8	8	8	8	8	7	8	8	9	8		
	生徒数	560	530	451	354	302	300	305	304	278	286	277	278	260	242	243	237	244	217		
11 甘木	学級数	18	20	18	13	15	11	11	12	11	10	9	9	9	9	9	9	9	9		
	生徒数	646	679	625	470	448	396	389	395	369	352	336	313	312	309	318	319	324	326		
合計	年度	H元	H6	H11	H16	H21	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36		
	学級数	182	160	139	110	106	93	92	91	88	85	83	80	78	75	76	75	77	73		
	生徒数	6,507	5,565	4,766	3,691	3,146	2,968	2,893	2,828	2,693	2,659	2,575	2,501	2,406	2,348	2,353	2,346	2,379	2,301		

中学校の学級数と生徒数の推移

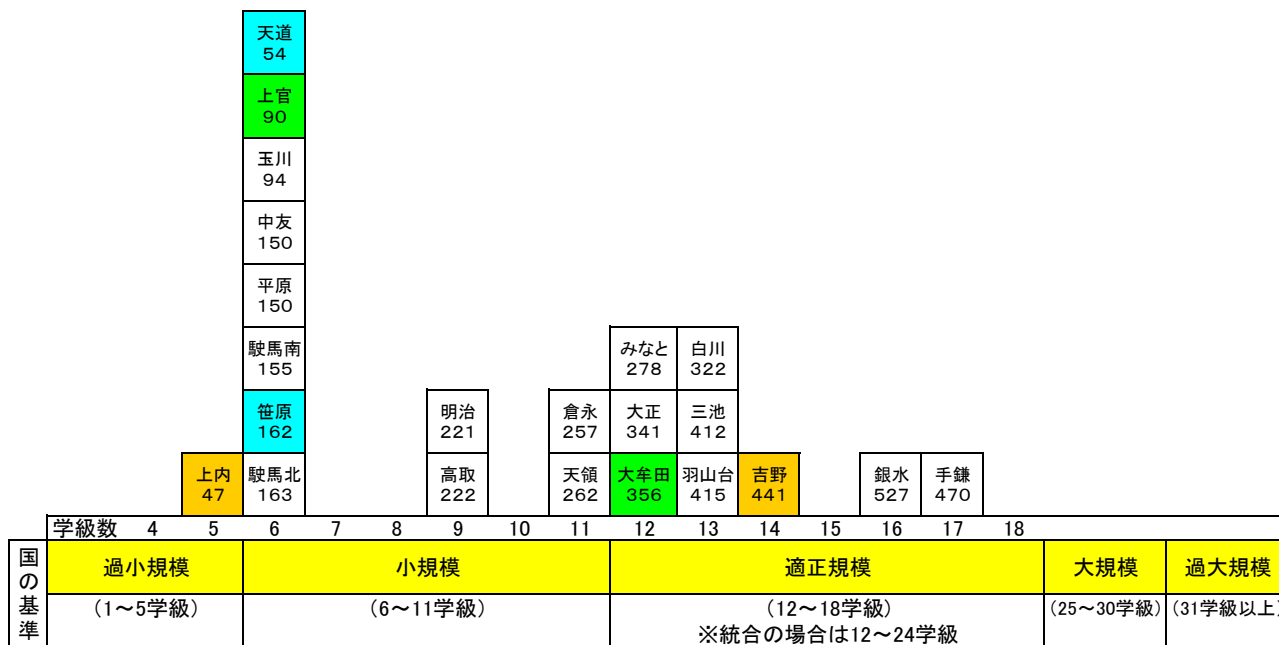


○ 推計方法～ 各中学校の入学者数は、各中学校区内小学校卒業生数の合計に、過去3年間の公立中学校への小学校別進学率を掛けて算出する。

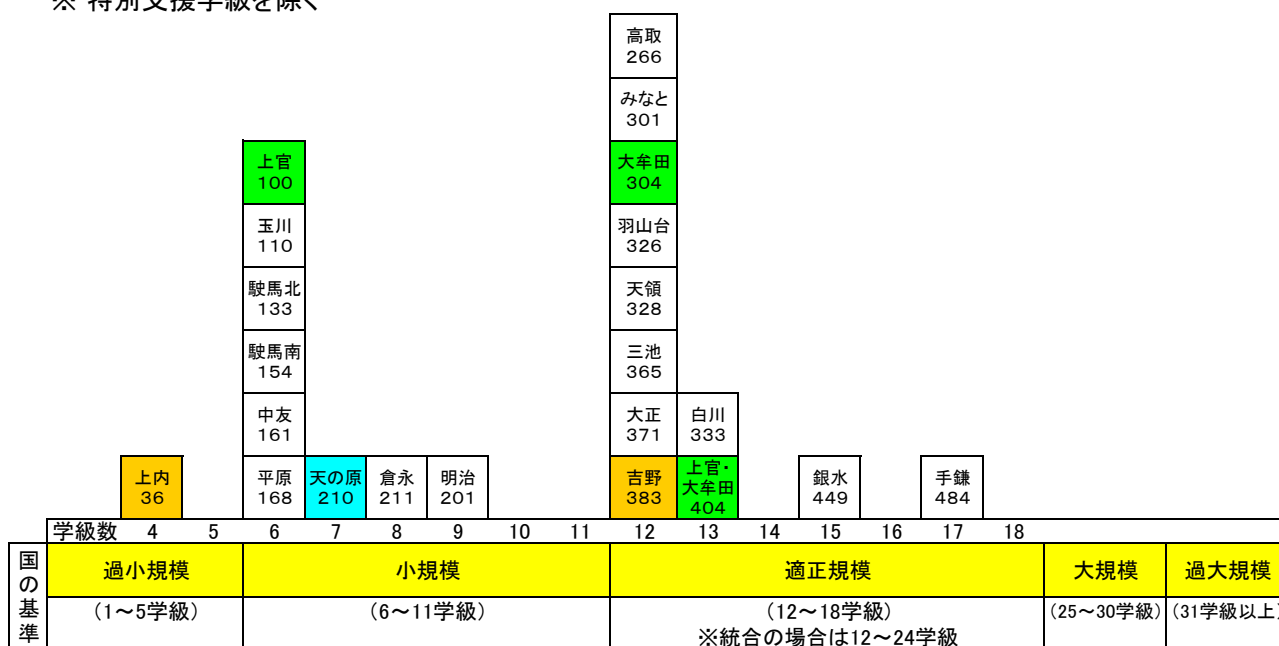
※ 学級規模が5学級以下になると、10教科に対して10人の教員配置ができなくなる。

規模別の小学校一覧
(1～4年生は35人学級、5～6年生は40人学級)

1 平成24年度
(5月1日学校基本調査より)
※ 特別支援学級を除く

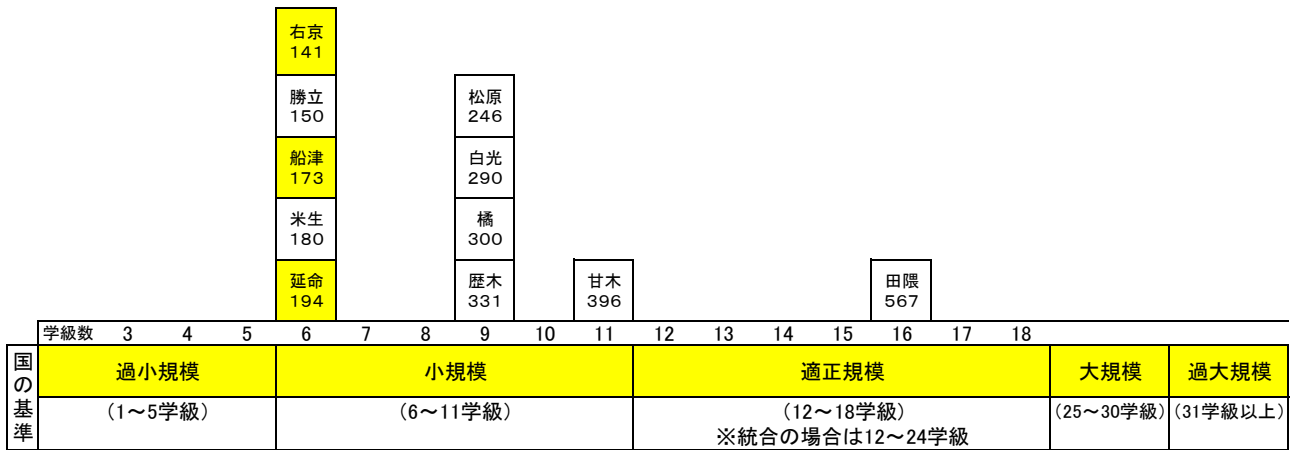


2 平成30年度見込み
※ 特別支援学級を除く

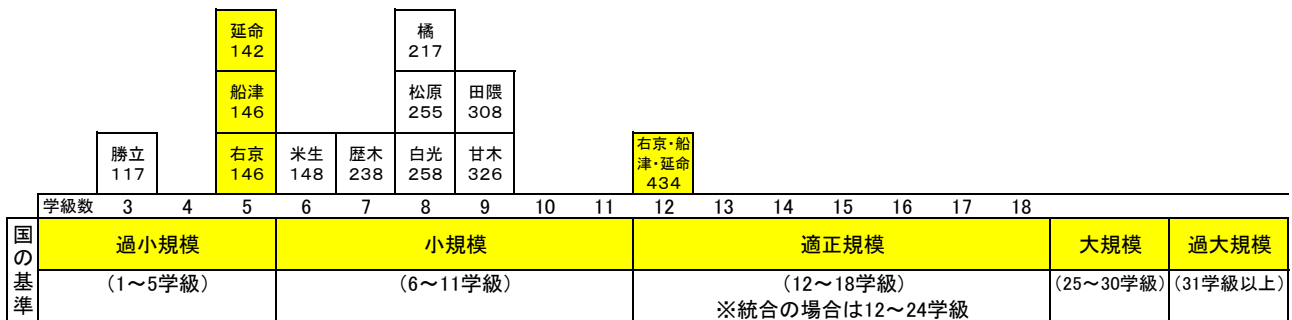


規模別の中学校一覧

- 1 平成24年度
 (5月1日学校基本調査より)
 ※ 特別支援学級を除く



- 2 平成36年度見込み
 ※ 特別支援学級を除く



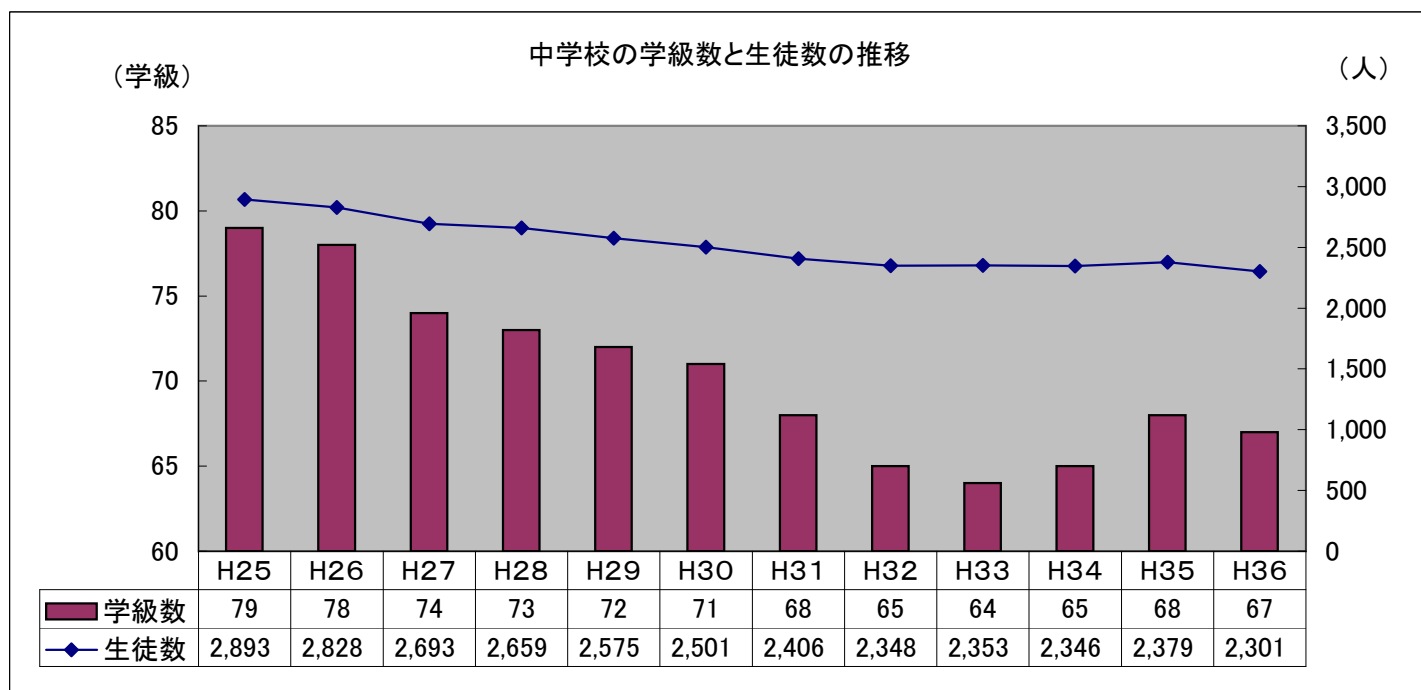
中学校の再編(案)

大牟田市立中学校生徒数及び学級数推計(40人学級想定)

平成24年5月1日推計

中学校名	小学校区	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
右京 船津 延命	みなと・天領 大牟田・上官	学級数	14	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		生徒数	492	446	415	410	432	425	441	431	451	447	444	434
米生・勝立	駛馬南・駛馬北 天の原・玉川	学級数	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
		生徒数	332	319	306	303	303	306	303	301	295	280	268	265
白光(一部) 松原 甘木(一部)	大正・中友 明治・手鎌	学級数	15	16	16	15	15	15	15	15	15	16	17	17
		生徒数	542	585	608	576	545	526	531	549	561	581	603	592
歴木 田隈(一部) 白光(一部)	平原・高取・ 羽山台・三池・ 白川	学級数	21	21	20	20	19	19	17	16	15	15	16	16
		生徒数	777	763	741	750	703	675	607	590	569	563	582	562
橘 田隈(一部) 甘木(一部)	銀水・倉永 吉野・上内	学級数	20	19	17	17	17	16	15	13	13	13	14	13
		生徒数	750	715	623	620	592	569	524	477	477	475	482	448
合 計		年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
		学級数	79	78	74	73	72	71	68	65	64	65	68	67
		生徒数	2,893	2,828	2,693	2,659	2,575	2,501	2,406	2,348	2,353	2,346	2,379	2,301

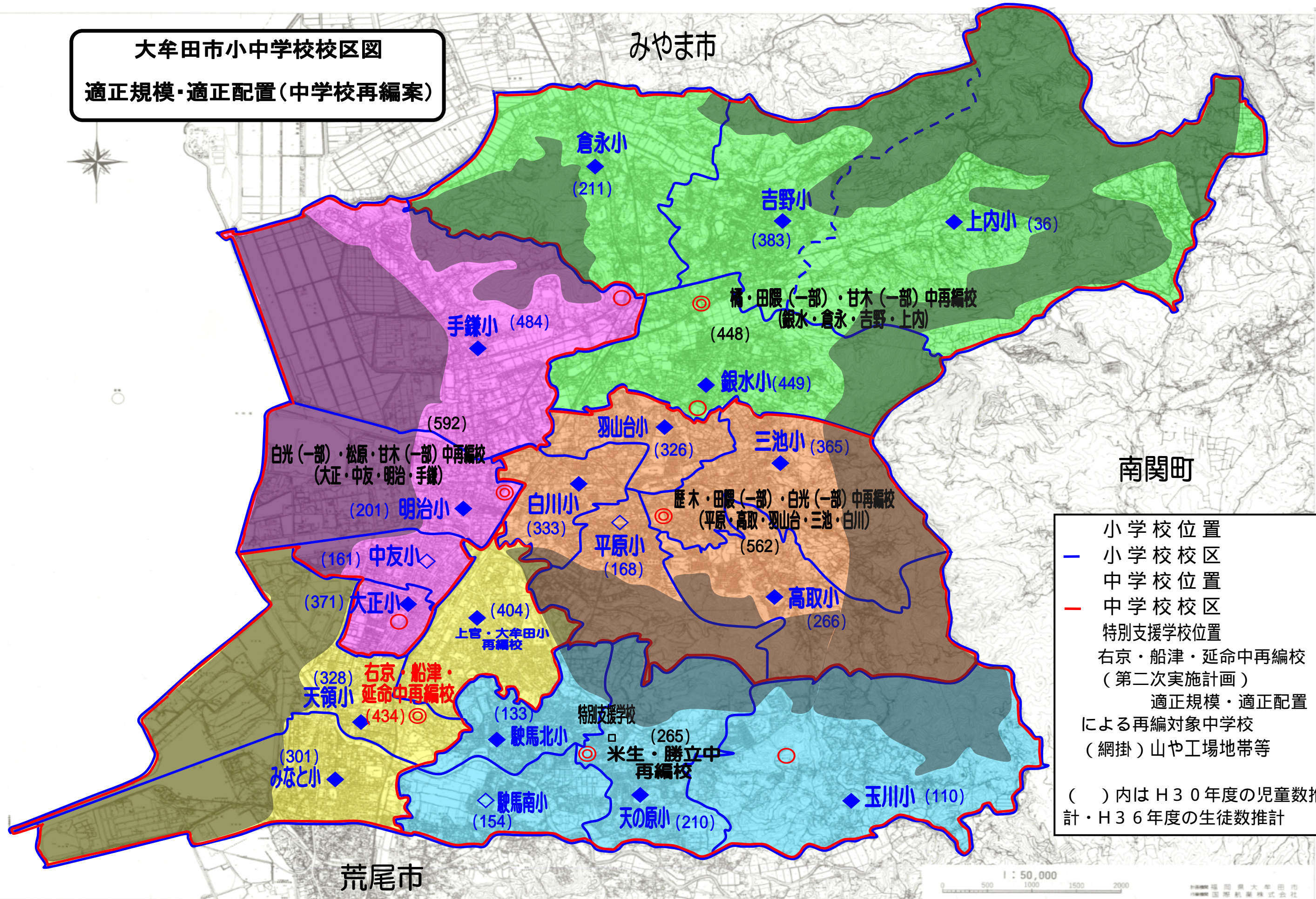
○ 推計方法～ 各中学校の入学人数は、各中学校区内小学校卒業生数の合計に、過去3年間の公立中学校への小学校別進学率を掛けて算出する。



平成25年度 小中学校区

船津中	右京中	米生中	勝立中	延命中	松原中	白光中	歴木中	田隈中	橘中	甘木中
みなと小	天領小	駛馬南小	玉川小	上官小	大正小	明治小	平原小	羽山台小	上内小	倉永小
		駛馬北小	天の原小	大牟田小	中友小	白川小	高取小	三池小	吉野小	手鎌小
		天の原小 (一部)					三池小 (一部)	銀水小 (一部)	銀水小 (一部)	

大牟田市小中学校校区図
適正規模・適正配置(中学校再編案)



小学校位置
 小学校校区
 中学校位置
 中学校校区
 特別支援学校位置
 右京・船津・延命中再編校
 (第二次実施計画)
 適正規模・適正配置
 による再編対象中学校
 (網掛)山や工場地帯等
 ()内は H30年度の児童数推計・H36年度の生徒数推計



大牟田市立学校適正規模・適正配置検討委員会
委員長 様

大牟田市教育委員会

大牟田市立小中学校の適正規模・適正配置について（諮問）

標記の件について、下記のとおり理由を付して諮問します。

記

1 諮問事項

- (1) 将来を見据えた、大牟田市における市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方について
- (2) 将来を見据えた、大牟田市における市立小・中学校の規模及び配置の適正化に向けた再編整備計画等具体的な方策について

2 諮問理由

教育委員会では、平成14年度に学校再編整備基本構想を策定し、21世紀を生きる児童生徒の学校教育環境整備を図るため、責任ある教育行政の確保の観点から学校の小規模化に対応した学校再編整備を行うこととし、最小の学校規模を下回る学校について、基本計画、第一次実施計画、第二次実施計画に基づき市立学校の再編整備を推進しているところです。

しかしながら、児童生徒数の推計等から、今後も小・中学校の小規模化の進行が見込まれています。このため、各学校におけるクラス替えの実施や、中学校の教科指導体制の充実、部活動の活性化など教育環境の課題解決のためには、一定の学校規模及び、通学距離や地域性を考慮した学校配置を検討し、基本構想の見直しも含めた、全市的な小中学校の適正規模・適正配置に向けた再編計画の策定が必要となっています。学校再編は、児童生徒の教育環境整備の観点のほか、災害時の避難所など地域における学校の役割、さらには地域コミュニティの形成や、種々の委員選出など、行政全般で市民生活と密接に関連しており、保護者を始め地域の皆様にとって非常に関心の高い取り組みであり、多様な観点からの検討が必要であります。

そこで、将来を見据えた、本市における小中学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方、並びに具体的な方策について、諮問を行うものです。

大牟田市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 児童生徒数の減少に伴い、大牟田市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の小規模化が進行する中で、学校生活、学校運営に関する諸問題を調査し、学校の適正規模、適正配置等について検討するため、大牟田市立学校適正規模・適正配置検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、大牟田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、学校の規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方、並びに適正化に向けた具体的な方策について検討し、教育委員会に答申する。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 大牟田市立学校通学区域審議会委員
- (2) 学識経験者（第1号に掲げる者を除く）
- (3) 市立小学校及び中学校の父母教師会の会員（第1号に掲げる者を除く）
- (4) 団体推薦

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、原則として答申までとし、欠員を生じた場合の補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部総務課学校再編推進室において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

大牟田市立学校適正規模・適正配置検討委員会 委員名簿

平成24年7月3日

(敬称略・選出区分順・◎委員長 ○副委員長)

氏名	選出区分	所属
みやけ ちかこ 三宅 智加子	通学区域審議会委員	大牟田市議会議員
さかい こうじ 境 公司	通学区域審議会委員	大牟田市議会議員
みつた しげる 光田 茂	通学区域審議会委員	大牟田市議会議員
ごとう かずこ ○ 後藤 和子	通学区域審議会委員	学識経験者 (人権擁護委員)
なかむら まさひこ 中村 昌彦	通学区域審議会委員	学識経験者 (帝京大学福岡医療技術学部 作業療法学科教授)
かねみつ じゅんじ 金光 淳治	通学区域審議会委員	大牟田市小学校父母教師会連合会 (大牟田市立銀水小学校PTA会長)
にしざき まこと 西崎 眞	通学区域審議会委員	大牟田市立中学校父母教師会連合会副会長 (大牟田市立橘中学校PTA会長)
さかもと けんじ 坂本 憲司	通学区域審議会委員	大牟田市立三池小学校 校長
わだ ようこ 和田 洋子	通学区域審議会委員	大牟田市立歴木中学校 校長
やまだ けいこ 山田 恵子	通学区域審議会委員	大牟田市立みなと小学校 主幹教諭
もとむら たかこ 本村 尊子	通学区域審議会委員	大牟田市立白光中学校 教諭
ちょう ともこ 長 友子	通学区域審議会委員	公募
たけだ けんじ 武田 憲治	通学区域審議会委員	公募
いしかわ きせい ◎ 石川 紀制	学識経験者	元福岡県教育庁 南筑後教育事務所副所長
かわらばた たけし 河原畑 健	市立小学校父母教師会	大牟田市小学校父母教師会連合会副会長 (大牟田市立手鎌小学校PTA会長)
りゅうの よしえ 龍野 好枝	市立中学校父母教師会	大牟田市立中学校父母教師会連合会副会長 (大牟田市立勝立中学校PTA会長)
あつさか まさはる 阿津坂 正晴	団体推薦	大牟田市民生委員・児童委員協議会会長
すぎもと まさひで 杉本 正英	団体推薦	大牟田地区私立幼稚園協会会長 (はやめ幼稚園園長)
はやかわ ゆみこ 早川 由美子	団体推薦	大牟田市保育所連絡協議会 (高取保育園園長)
さかい ましお 境 眞士夫	団体推薦	大牟田市町内公民館連絡協議会 (上内校区連絡協議会会長)

大牟田市立学校適正規模・適正配置検討委員会 開催経過

	開催日	内 容
第1回	平成24年6月8日	(1) 教育委員会諮問 (2) 検討委員会のスケジュール(案) (3) 大牟田市における市立学校再編整備の経過について (4) 適正な学校の規模・配置について
第2回	7月 3日	(1) 大牟田市における学校再編整備の取組み経過について (2) 協議の進め方について (3) 市立学校の適正な規模について ・学校規模によるメリット・デメリット ・大牟田市立中学校部活動状況 (4) 市立学校の適正な配置について
第3回	7月25日	(1) 学校再編の方策について ①再編の方法 ②小中一貫校について (2) 適正規模の考え方について (3) 適正配置の考え方について (4) 大牟田市での具体的な再編の在り様について ①大牟田市が目指す小学校の在り様 ②大牟田市が目指す中学校の在り様
第4回	8月28日	(1) 大牟田市での具体的な再編の在り様について ①中学校の再編 ②小学校の再編
第5回	8月30日	(1) 大牟田市立中学校の敷地及び施設の視察
第6回	9月 6日	(1) 大牟田市での具体的な再編の在り様について ①中学校の再編 ②小学校の再編
第7回	10月9日	(1) 中間報告の作成について
第8回	10月24日	(1) 中間報告の作成について
第9回	平成25年1月24日	(1) 中間報告に対する意見について、検討委員会の考え方の整理
第10回	2月13日	(1) 中間報告に対する意見について、検討委員会の考え方の整理
第11回	3月 1日	(1) 中間報告に対する意見について、検討委員会の考え方の整理
第12回	3月27日	(1) 答申内容、パブリックコメントへの回答の検討